薬局掲示事項

・種別　保険薬局
　厚生労働省が定める基準による調剤を行っています。
　当薬局は、患者さんの希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。

・施設基準　調剤基本料２　地域支援体制加算３　連携強化加算　医療DX推進体制整備加算2　在宅薬学総合体制加算　後発医薬品調剤体制加算2

・応需処方箋　国公立病院・大学病院・病院・医院・歯科医院ほか全国の保険医療機関の処方箋（FAX、Web、オンライン含む）
　※処方箋による医師の指示がある場合には、在宅で療養されている患者さま宅を訪問して服薬指導等を行います。

・備蓄医薬品数　約２２００品目
　※厚生労働省は後発医薬品（ジェネリック）の普及に積極的に取り組んでいます。医師の指示がある場合を除き、患者さまのご希望により
　　後発医薬品（ジェネリック）に変更できます。当薬局では、後発医薬品（ジェネリック）の調剤に積極的に対応しておりますので、後発医薬品
　　（ジェネリック）について不安のある方は、薬剤師にご相談ください。
　　また、当薬局は後発医薬品（ジェネリック）を調剤する体制が評価されており、「後発医薬品調剤体制加算」を算定しています。

・明細書　医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。
　※明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

・夜間休日加算　下記時間帯に処方箋を受け付けた場合は通常より若干、負担金が高くなります。
　・平日　１９：００以降
　・土曜　１３：００以降
　・１２月２９日～１月３日（終日）

・保険外負担について　当薬局では、下記の事項に関して実費で負担いただいております。
　・患者さまのご希望に基づく服薬カレンダーの提供　￥2035
　・在宅患者訪問薬剤管理指導に係る交通費　￥実費

・居宅療養管理指導（介護予防含む）
　介護事業所番号 2842201812

１.提供するサービスの種類　居宅療養管理指導　及び　介護予防居宅療養管理指導
　薬剤師による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導とは、要介護または要支援認定を受けた患者さまがお薬を安心して安全に使用していただくために、医師の指示のもとに行う訪問サービスです。薬剤師がご自宅や施設を訪問し、あらかじめ策定した薬学的管理指導計画に基づき、薬学的な管理指導（効果の確認・使用上の注意の説明・副作用など身体への影響の継続的確認・管理のサポート等）を本人や家族、施設スタッフ等に対して行い、関係職種への必要な報告を行います。

２.営業日及び営業時間　９：００～２０：００（月・火・水・金）　９：００～１７：００（木・土）　１０：００～１７：００（日祝祭日）
　※緊急時は上記の時間に限りません。

３.利用料金　①居宅療養管理指導サービス費として
　・１回５１８円～１５５４円（ただし月４回まで）
　・１回３７９円～１１３７円（単一建物居住者数２人以上）
　・１回３４２円～１０２６円（単一建物居住者数１０人以上）
　※ただし、別に厚生労働大臣が定める疾患の方の場合１週に２回かつ月８回まで
　②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

　③交通費は指定地域外の場合に限り実費を徴収いたします。
　上記①～③の他、下記については医療保険制度の負担割合に応じてご負担いただきます。
　なお、負担の割合は対象となる保険の種類によって異なります。
　❶薬代や薬剤の調整に係る費用の一部
　❷在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料・・・５００点（５００円～１５００円）
　　病状の急変等により緊急に訪問し、必要な指導を行なった場合
　❸在宅患者緊急時等共同指導料・・・７００点（７００円～２１００円）
　　病状の急変等により医師、看護師、介護支援専門員等と共に訪問し、共同で必要な指導を行なった場合

・緊急連絡先等　緊急時の調剤、居宅療養管理に対応できる体制（２４時間）を整備しています。
　緊急の調剤を必要とする事態が生じた場合には、下記へご連絡ください。
　なお、休日・深夜等営業時間外の緊急の調剤につきましては時間外の手数料がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。
　営業時間中は右記電話番号にてご連絡ください。　０７９-４５６-２７５０
　営業時間　月曜日、火曜日、水曜日、金曜日　９：００～２０：００
　　木曜日、土曜日　９：００～１７：００
　　日祝祭日　１０：００～１７：００
　上記以外は０７９-４５６-２７５０（転送）へご連絡ください。
　万一これらの電話番号で連絡の取れない場合は下記の協力薬局へご連絡ください。
　・楠公堂薬局加古川店　加古川市加古川町溝之口５０７サンライズ加古川３階　０７９－４２４－４１３４

調剤報酬点数表（令和７年10月1日以降、順次施行）

令和7年6月23日、日本調剤薬局株式

第１節　調剤技術料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	(注1)区分番号「01」に掲げる調剤を行った場合は、当該調剤基本料の所定点数に100分の70を乗じた点数を算定する。 (注2)区分番号「01」に掲げる調剤を行った場合であって、当該調剤を行った日の属する月において、当該調剤を行った保険薬局が、当該調剤を行った日の属する月の前月の調剤基本料の算定に係る調剤を行った保険薬局（当該保険薬局と当該保険薬局と同一の開設者により開設された保険薬局に限る。）において、当該調剤を行った日の属する月の前月の調剤を行った日の属する月の前月の調剤を行った日の属する月の前月の